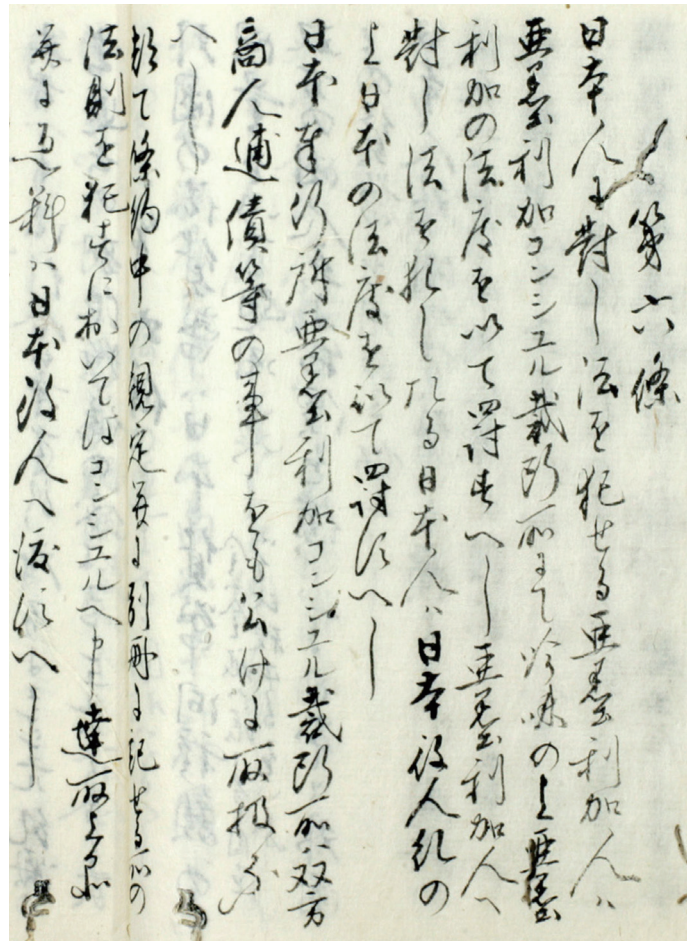


日米修好通商条約



* 徳山毛利家文庫 条約15「亞墨利加国条約并税則」
 「亞墨利加国条約」は14条からなる日米修好通商条約の本文
 のことで、「并（ならびに）税則」とは、貿易について定めた
 貿易章程を意味します。

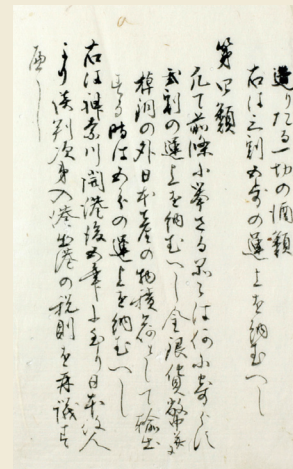
解説

1858（安政5）年、大老に就いた井伊直弼は、勅許を待たず
 に米国総領事ハリスと日米修好通商条約を締結しました。

この条約により、日本は領事裁判権（写真左。居留民の治外
 法権）、関税自主権の喪失（写真下）、日米和親条約以来の片務
 的な最恵国待遇条款等の不平等な条件のもとで、国交・通商関
 係を強いられることとなりました。

また、勅許を得ないままの調印は、通商開始による物価の上
 昇もあって、桜田門外の変をはじめとする尊王攘夷運動の高ま
 りと、討幕へ向かう激しい闘争の契機ともなりました。

この資料のほか、徳山毛利家文庫には、同時期に結ばれた安
 政の五カ国条約の写しがすべて含まれています。



- * 貿易章程（同資料）では、最後の部分（写
 真左）で関税は協定によることとされ（協
 定税率）、日本は関税自主権のない状態に
 なりました。
- * 徳山毛利家文庫に含まれるこの時期の修
 好通商条約は、日米（条約15、18）、日露
 （条約18、21）、日英（条約17、18）、日
 蘭（条約18、35）、日仏（条約18、36）で
 す。条約18には、5か国のものが合冊されて
 います。
- * また、「両公伝史料」1478～1480には、ペ
 リーの再来航から修好通商条約締結までの
 経緯の記述があります。